

化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）に基づく化学物質等に係る表示を化審法第二種特定化学物質に係る表示と見なすことについて（お知らせ）

平成19年1月12日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）第2条第3項の規定に基づき指定された第二種特定化学物質については、人の健康や生活環境動植物の生息・生育に係る被害を防止する観点から、業としてこれを取り扱う者は、化審法第28条第2項の規定に基づき、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質が使用されている製品で政令で定めるものを譲渡し、又は提供するときには、その容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関する事項を表示すること（以下「第二種特定化学物質に係る表示」という。）が義務づけられています。また、当該表示をすべき事項については、化審法第28条第1項の規定に基づき、以下により告示されています（以下「表示事項告示」という。）。

- ・平成元年七月五日付厚生省・通商産業省告示第五号
- ・平成二年四月十一日付厚生省・通商産業省告示第五号
- ・平成二年十二月十九日付厚生省・通商産業省告示第十三号

他方、化学物質が世界中で流通・使用されている中、国際的に統一された指針や規則に則った化学物質の危険有害性に関する情報提供が重要であるとの認識の下、平成15年（2003年）7月、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals（GHS）」が採択されています。これを受け、我が国においてもGHSに基づく表示の促進を図る観点から、平成18年3月に日本工業規格「GHSに基づく化学物質等の表示」（JISZ7251:2006。以下「GHS表示JIS」という。）が制定されたところです。

以上の状況を踏まえ、関係事業者におけるGHS表示の導入に向けた取組が円滑に進むよう、GHS表示JISに基づいて表示を行う場合において、下記の方法により、表示事項告示に規定された表示すべき事項の全ての内容が記載されているときは、第二種特定化学物質に係る表示がなされていることとします。

## 記

- (1) 表示事項告示中、1. 及び2. に規定する事項をGHS表示JIS 5. 1 e) の項に記載すること。
- (2) 表示事項告示中、3. に規定する事項をGHS表示JIS 5. 1 d) の項に記載すること。
- (3) 表示事項告示中、4. に規定する事項をGHS表示JIS 5. 1 f) の項に記載すること。

(参 考)

[表示事項告示に定められた表示すべき事項]

1. 「該当化学物質の名称」及び「第二種特定化学物質であること」又は「第二種特定化学物質が使用されている製品であること」を明記すること。
2. 該当第二種特定化学物質の含有率
3. 注意事項
  - (1) 第二種特定化学物質が自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること（製品にあつては、含有第二種特定化学物質が前述のおそれがあること）に留意し、使用設備等の密閉化、回収措置の実施等により使用の合理化に努めること。
  - (2) 容器、貯蔵タンク等から漏出がないかを定期的に点検すること。
  - (3) 取扱作業は、飛散又は流出しないよう留意して行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、ウエス、紙タオル等により直ちにふき取ること。
  - (4) 廃液、汚泥等は、関係法令等に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。
4. 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所

[GHS表示 J I S (JISZ7251:2006) (抜粋)]

5. ラベルに必要な情報とその内容決定手順

5. 1 ラベルに必要な情報

ラベルに必要な情報は、次による。

- a) 危険有害性を示す絵表示
- b) 注意喚起語
- c) 危険有害性情報

d) 注意書

e) 製品の名称

f) 供給者名

<問い合わせ先>

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

担当：山本、小杉

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-3595-2298

FAX 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

担当：田中、栄、山野

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-0605 (直通)

FAX 03-3501-2084

環境省環境保健部企画課化学物質審査室

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

担当：大井、坂西

TEL 03-5521-8253

FAX 03-3581-3370